

# 令和2年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和2年8月25日(火曜日)
- 2 開催時間 午後2時20分開会 午後3時00分開会
- 3 開催場所 旭川市神居町雨紛 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 19名  

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸	10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲
13番・浅沼 博実	14番・只石 博幸	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋
17番・石尾 卓也	18番・山田 孝	19番・滝川 岳雪	
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 津村事務局長 小浜事務局次長 大谷農地係長  
澤口農地係主査 北田農地係主査 長根農地係主任  
荒農地係主任 武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 1番・北原 浩美 2番・鹿野 直子
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (4) 議案第4号 現地目証明願について
  - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
  - (7) 報告第3号 あっせん候補者の登録について
  - (8) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について

## 10 議事録本紙

○議長（山田 孝） ただいまから、令和2年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会を開会いたします。

本日の出席数は、19名でありますので、部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立しております。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

仮議席番号1番北原委員、仮議席番号2番鹿野委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議事についての発言の際は仮議席番号を告げてから御発言いただくようお願いいたします。

---

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。

日程第1「議席の決定について」を事務局から説明いたします。

○事務局（大谷 係長） 事務局。

日程第1「議席の決定について」を御説明いたします。

旭川市農業委員会部会規則第5条におきまして、「議席は市長による任用後、はじめて招集された部会において、くじで定める。」と規定されております。

そのため、事前のくじの結果により着席されている現在の仮議席番号をもって、農地部会での議席番号にしたいと考えております。

また、これまでの慣例にならい、議長である山田部会長の議席を18番、副議長である滝川部会長職務代理者の議席を19番にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、現在の仮議席番号を農地部会での議席番号とすることによりよろしいでしょうか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、現在の仮議席番号を農地部会での議席番号とすることに決定いたします。

これ以降、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言をお願いいたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

---

○事務局（澤口主査） 事務局。  
日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の1ページを御覧ください。  
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が、江神地区で1件、西神楽地区で2件の計3件、使用貸借権設定が永山地区で1件、西神楽地区で1件の計2件、あわせて5件でございます。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。  
番号5番につきましては、平委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（平 克洋） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（澤口主査） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。  
番号5番につきましては、貸主の経営移譲に伴い、所有する農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。  
別添の議案資料5ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（宮嶋 睦子） はい、10番宮嶋です。  
番号5番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に無償で貸し付ける案件であり、権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

- 議長（山田 孝） それでは、番号5番について、審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） なしの声がありましたので、番号5番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 委員（平 克洋） （着席）
- 議長（山田 孝） 平委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（澤口主査） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に贈与する案件です。  
番号2番および3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。  
番号4番につきましては、貸主の経営移譲に伴い、所有する農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。  
いずれも、議案補足資料1ページから4ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし4番について、審議を願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、番号1号ないし4番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。  
日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を

御説明いたします。議案の5ページ番号1を御覧ください。

本件の転用目的は冬期間の雪堆積場の設置であり、甲種農地において使用貸借権を設定し、冬場に一時転用をするものであります。

次に資料ですが、資料7ページの位置図をお開きください。

申請地は東鷹栖支所から西方向へ約2.1kmのところのところに位置します。

次に資料8ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、雪を堆積する部分及び盛土・側溝、沈砂池を設置する計画となっております。

次に資料9ページから12ページの審査表での審査に基づいて内容をまとめたものを意見書に記載しておりますので、資料13ページの意見書を御覧ください。

表の中程にあります農地の区分については、概ね10ha以上の規模となる一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適している農地と区分されることから、甲種農地と判断されます。

なお、甲種農地の転用は原則不許可とされておりますが、本件は農地法施行令第11条第1項第1号イで定める「農地を一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること」として、不許可の例外に該当するものです。

また、申請地以外の代替性については、用途がこの地域の雪を堆積するために使用すること、近隣の非農地については使用の承諾を得られなかったことから、代替地がないと判断されます。

続きまして、表下部にあります資力及び信用については、使用貸借権の設定であり費用が発生しないこと、また、冬場の堆雪場の設置という転用目的から事業に遅滞なく着手する見込みであるため、問題ないと判断されます。

次に14ページの表上部をご覧ください。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請書において融雪水は沈砂池を設け流出防止を図ること、隣接地への流出を防止するために側溝・盛り土をすることなどの処理方法をとることが明記されていることから、周辺への影響はないものと思われれます。

また、使用貸借期間である令和3年5月31日までに農地の復元をする計画であることを確認しております。

そして、表下部のとおり、工事完了の日までに農地に復元するという条件を付した上で、許可相当と認められるという総合意見に至っております。

なお、本件につきましては、農地法第5条第3項に基づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構、北海道農業会議への意見聴取を行いたいと考えております。

続きまして、議案の5ページ番号2を御覧ください。

本件の転用目的は冬期間の雪堆積場の設置であり、第2種農地において貸借権を設定し、冬場に一時転用をするものであります。

次に資料ですが、資料15ページの位置図をお開きください。

申請地はJR近文駅から南西方向へ約2.2kmのところに位置します。

次に資料16ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、雪を堆積する部分及び通路兼雪堆積場を設置する計画です。

次に資料17ページから20ページの審査表での審査に基づいて内容をまとめたものを意見書に記載しておりますので、資料21ページの意見書を御覧ください。

表の中程にあります農地の区分については、申請地は農業公共投資の対象となっていない、おおむね10ha未満の小集団の生産性が低い農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、第2種農地の転用については、農地法第5条第2項本文及び第2号において、申請地のほかの土地に立地することができない場合等は許可できることとされており、本件はこれに該当するものです。

申請地以外の代替性については、本申請地は申請事業者が使う資材置き場の隣接地であり、資材置き場に隣接する山林は雪堆積場としての利用は不可能であることから、代替性がないと判断されます。

続きまして、表下部にあります資力及び信用については、申請者が除雪用重機を自社所有しており費用は必要ないこと、また、雪堆積場という転用目的から、事業に遅滞なく着手する見込みであるため、問題ないと判断されます。

次に22ページの表上部をご覧ください。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請書において期間満了日までに雪が残りそうな場合は速やかに重機にて融雪を促すことが明記されていることから、周辺への影響はないものと思われま

す。また、賃貸借期間である令和3年4月30日までに農地の復元をする計画であることを確認しております。

そして、表下部のとおり、工事完了の日までに農地に復元するという条件を付した上で、許可相当と認められるという総合意見に至っております。

なお、本件につきましては、農地法第5条第3項に基づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構、北海道農業会議への意見聴取を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、番号1番及び2番について、審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員（浅沼 博実）

はい、13番浅沼です。

事業計画の中で[ ]については工事計画、着工日が許可日、完了日が令和3年5月31日、一時転用となっています。転用目的、雪堆積場の設置になっているんですけども、[ ]の方は転用目的、雪堆積場の設置括弧一時転用、これは文章の書き方の違いなのか。それと工事計画、着工

日令和2年11月1日、完了日が令和3年4月30日になってますが、これ■■■■の方の着工日は許可日ということは、日付は確定されていないということでしょうか。

それともう1つ、使用目的いや転用目的で雪堆積場の設置と■■■■ありますけども、■■■■の方が括弧して一時転用というふうにされているのは、これはただ単にそれを作ったときの違いなのか、何か理由があるのかを説明をお願いします。

○事務局（荒 主 任）

事務局。

まず、着工日が■■■■が許可日、■■■■が11月1日からとなっているのは、申請上の問題で、■■■■は許可日からと申請を出してきたもので、■■■■の方は時期を指定して11月1日から確保したいということで出してきたという違いで書いています。

また、雪堆積場の括弧一時転用があるか無いかというのは、表の中の記載上の違いであって、両方揃えた方がよかったですと思います。特別な理由はございません。

以上です。

○議 長（山田 孝）

説明ありましたけども、いかがですか。

○委 員（浅沼 博実）

いいですか。それでは、■■■■は着工日が許可日ということはこれいつになるか確定はしない、ただ向こうがこの日に許可をしてくださいと言った日が許可日になるということですか。

それか、こちらから時期が来たらいついつに許可日として認可をしますというふうに説明するんですか。

これ曖昧な書類の出し方ということで、許可日で事業者にお任せするのか、こちらのほうで示すのか、着工日は許可日というのは異常に曖昧な表現。

これ2つ両方比べて片方は明記されている、片方は着工日が明記されていないというのは比べるからこうなるんだけれども、その辺は事業者との話し合いの中で決めているのか、雪が降って稼働しなければならなくなった日が着工日になるのか、どういうふうな見解なのか。

○事務局（大谷 係長）

事務局。

着工日が許可日となっているのは、今回の8月部会の手続きでいきますと、10月の中くらいには北海道から許可が下りる予定となっております。

許可が下りた瞬間に■■■■は着工を始めるということで、着工日が許可日となっております。

また、■■■■はただいまこちらから述べたように、10月の中くらいに

北海道から許可が出る予定ですので、許可が出た後、11月1日から着工を始めたい、そのような理由で表記が違うようになっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） 許可されれば、許可日と書いてあるということは、許可が下りればすぐ工事ができるということで申請してきたということですね。

○事務局（大谷 係長） 事務局。  
そのとおりでございます。

○議長（山田 孝） 今、説明がありましたけど、よろしいでしょうか。

○委員（浅沼 博実） わかりました。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について、他に質問等なければ、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（北田 主査） 事務局。  
日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の7ページを御覧ください。  
御審議いただく全体の件数は9件で、全件が賃貸借権の設定案件でございます。  
地区ごとの件数といたしましては、西神楽地区が2件、東旭川地区が7件となっております。  
また、集積面積は24.4ヘクタールとなっております。  
賃貸借の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が1件、解約後の再設定が1件、経営移譲に伴う借主変更が4件、新規設定が3件となっております。  
これらの計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、賃貸借権設定番号1番ないし9番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。



○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) なしということですので、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

---

○議長(山田 孝) 続きまして、日程第5議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。  
事務局より説明をお願いします。

○事務局(武田主任) 事務局。  
日程第5議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の15ページを御覧ください。  
永山地区で1件、西神楽地区で2件、東旭川地区で2件、合計で5件の願出がありました。  
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、番号1番につきましては、現況地目が田であった農地から分筆された2筆が対象地となっており、現況は従前から宅地であった箇所は農採地以外、従前から畑であった箇所は農地であることを確認いたしました。  
また、番号2番ないし5番の現況は、願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。  
以上でございます。

○議長(山田 孝) それでは、議案第4号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、証明することに決定をいたします。

---

○議長(山田 孝) 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので報告いたします。  
事務局から説明をお願いします。

○事務局(澤口主査) 事務局。  
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の17ページを御覧ください。  
本件につきましては、合計8件の届出があり、地区ごとの内訳としまし

ては、東鷹栖地区で2件、西神楽地区で1件、東旭川地区で5件となっております。

届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） なしということですので、報告第1号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。

日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の25ページを御覧ください。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が5件あり、全件が東旭川地区の案件でございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） なしということですので、報告第2号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局より説明いたします。

○事務局（澤口主査） 事務局。  
日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の29ページを御覧ください。  
本件につきましては、西神楽地区で1件、東旭川地区で2件の申出があり、令和2年7月31日付けで登録を行いました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 質問がないということですので、報告第3号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第4号「農地所有適格法人の報告について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局より説明いたします。

○事務局（長根主任） 事務局。  
日程第9報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案の31ページを御覧ください。  
本件について、報告書の提出があった法人は2法人です。  
これらの法人につきまして、議案補足資料23ページ及び24ページの農地所有適格法人要件確認書のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） なしということですので、報告第4号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和2年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会を閉会いたします。